

## 議案第50号 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年1月に発生した能登半島地震により大規模な災害による被災者負担の軽減を図る必要があるため、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年2月21日に公布施行されたことに伴い、三田市市税条例の一部を改正しようとするものです。

### 1 改正の趣旨

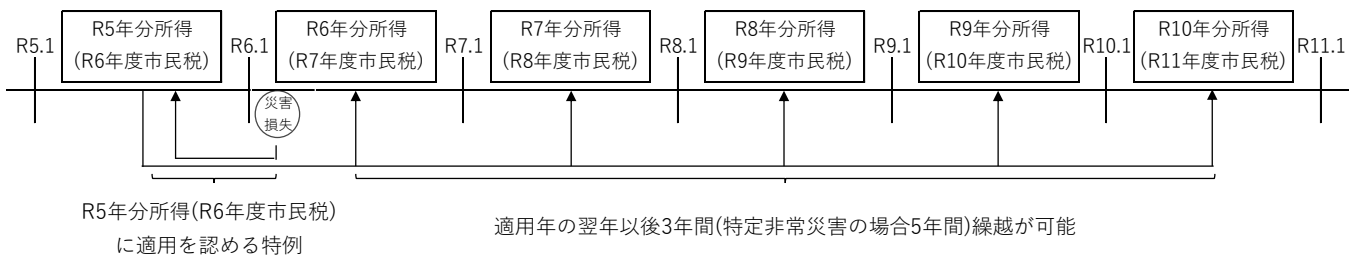
今般の法改正では、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害（以下「今般の災害」という。）では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得（令和6年度分個人市民税）の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人市民税について、以下のとおり今般の災害による損失に係る特別な措置を講じられたことから、三田市市税条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正内容

#### 個人市民税関係

##### (1) 雑損控除の特例の追加【条例付則第5条の2】（施行日：公布の日）

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、現行法では令和6年分所得（令和7年度分個人市民税）から雑損控除を行うこととなりますが、今般の災害被災者負担の軽減を図ることを目的に令和6年度分の個人市民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例規定を定めるものです。



##### (2) その他所要の規定の整備

地方税法改正に伴い参照条項等を改正するものです。